

手を握らずに親子



令和4年6月発行 登別市教育委員会 学校教育グループ No.10

いじめから我が子を守る いじめ防止対策推進法とは

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が成立・施行されました。この法律は、社会総がかりでいじめの問題に向きあい、対処していくための、基本的な理念や体制を定めたものです。

今回はこの法律を通して、いじめの定義を確認し、いじめから児童生徒を守るために、大人が果たすべき役割について考えていきましょう。



いじめ防止対策推進法、「知っている」が1割未満！

平成23年の滋賀県大津市で中学2年生が自殺したことを受けて、いじめが人権を無視した不当なものであり、このような悲しみを二度と起こさないことを願って「いじめ防止対策推進法」が立法化されました。

この法律はいじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定しています。しかし、今年の1～2月、約2万6千人の小中高生を対象に実施された「いじめに関するアンケート」によると、この法律を知っている小中高生の割合は8.9%、知っているけど内容がわからない、知らないと答えた割合が90%となっており、その認知度は高くありません。この調査を実施した特定非営利活動法人 Project Children の代表・森田氏は「法律自体は、国や地方行政、学校が主としていじめ対策を進めるように整備促進させるための内容であるが、「子ども自身」がこの法律に守られ、また「活用する主体」となるためにも、子どもたちの認知度を上げる取組が、今、大変重要な論点だろう」と述べています。

いじめの定義を再確認しましょう！

「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義を明確に示しました。



いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

以前のいじめは、①自分より弱い者に対して一方的に
②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え
③相手が深刻な苦痛を感じているもの
と定義されていましたが、今の定義には下線部が見当たりません。



しかし、小中高生に限らず、大人がもついじめのイメージも

- ・ 1人に対し、多数であるのがいじめ
- ・ 悪意があるものがいじめ
- ・ 仲が良い人同士ならいじめじゃない
- ・ 短期間ではなく継続的なものがいじめ
- ・ 暴力をふるうことがいじめ
- ・ からかいなど、深刻でなければいじめじゃない

ととらえていませんか？

「いじめをしない、させない」ために、大人も子どもも、いじめの定義をしっかりとおさえておくことが重要です。



私たち大人の責務や役割は…

法律の制定を受け、本市では「登別市いじめ防止基本方針」、各学校では「〇〇小(中)学校いじめ防止基本方針」が策定されました。

市の基本方針には、教職員の責務や保護者・児童生徒の役割が明記されています。

【教職員の責務】

- ・ 児童生徒への理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒の些細な変化や兆候であってもしじめとの関連を常に考慮し、組織的判断のもと迅速に対応する。
- ・ いじめが起こらない環境づくりに努めるとともに、自らの言動が児童生徒へのいじめにつながることをないよう留意をする。
- ・ 生徒指導に関する研修会等に積極的、計画的に参加するとともに、校内研修で研修の成果を共有し合い、いじめ問題に対応できる力を身に付ける。
- ・ 双方の当事者や周りの者にとって好ましい集団生活を取り戻すことができるよう、継続した取組を組織的に進める。



【保護者の役割】

- ・ 保護する児童生徒の発達段階に応じて、基本的な生活習慣、社会生活上のルールやマナー、他とのかかわり方を身に付けさせる。
- ・ 保護する児童生徒に、家庭や学校、地域社会の中での役割を持たせるとともに、他とのかかわりの中で子どもの持つよさを伝え、自尊感情が育まれるよう指導する。
- ・ 保護する児童生徒の様子に変化や不安を感じた場合には児童生徒に寄り添い、悩みや不安を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながら、その解決に努める。
- ・ いじめ問題への対応に当たり、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携して、適切な方法により問題の解決に努める。
- ・ 保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう指導するとともに、児童生徒が過ちを繰り返さないよう見守り支える。

【児童生徒の役割】

児童生徒は、お互いの違いを認め合い、尊重し合いながら、いじめのない生活の実現に向けて努力することが望まれる。



子どもは守られるべき存在です

いじめ防止基本方針の第4条には「**児童等は、いじめを行ってはならない。**」と明記されています。子どもにとっても、大人にとってもあたりまえのことです。

もし「いじめかもしれない」と思ったら、子どもは周囲の大人に相談してください。また、周囲の大人は子どもに声をかけてください。学校生活に関する悩みや不安について、お話ししたいことがあれば、学校はもちろん、市教委の相談電話やメールでの相談も受け付けていますので、ご連絡ください。社会全体で子どもを守りましょう。

◎登別市いじめ相談(教育相談)電話 ☎85-0085(月~金 9時~17時)

◎北海道いじめ相談電話 ☎0120-3882-56(24時間対応)

◎登別市教育指導室「メール相談」 tsunagu@city.noboribetsu.lg.jp

